宮崎市佐土原町域社会体育施設の使用料金等の改定について

令和6年4月1日より、佐土原体育館及び佐土原西体育館の使用料金等が改定されます。 また、佐土原西運動広場の多目的グラウンドとテニスコートについては有料に改定されます。 主な改定内容は以下の通りです。

- ・各施設の使用料が改定されます。 (佐土原西運動広場については令和6年4月1日と令和8年4月1日の2回に分けて段階的に料金改定が 行われます)
- ・使用料金の区分が「一般」「高校生」「中学生以下」の3区分となります。
- ・設備使用料(佐土原体育館照明設備使用料・会議室冷暖房使用料)については廃止となります。

改定料金の詳細は以下の表をご覧ください。

新料金については、令和6年4月1日以降の使用分について適用されますが、令和6年4月1日以降の使用であっても、令和6年3月31日までに予約が確定したものについては旧料金(現行料金)が適用されます。

宮崎市佐土原体育館 新使用料金表

- 1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。
- 3 アマチュアスポーツ以外に使用する場合においては、使用者が入場料を徴収する時の使用料額は 当該入場料の額の最高額に100を乗じて得た額を加算した額となる。

施設名	種別			区分	料金(円) <1時間あたり>
体育室	アマチュア スポーツに 使用する場合	入場料を徴収 しない場合	体育室(全面)	一般	2, 430
				高校生	1, 220
				中学生以下	810
			体育室 (2/3面)	一般	1, 620
				高校生	810
				中学生以下	540
			体育室(1/2面)	一般	1, 220
				高校生	610
				中学生以下	410
			体育室(1/3面)	一般	810
				高校生	410
				中学生以下	270
		入場料を徴収 する場合		一般	7, 290
				高校生	3, 650
				中学生以下	2, 430
	アマチュア	入場料を徴収しない場合			24, 300
	スポーツ以外に 使用する場合	入場料を徴収する場合			72, 900
会議室					540

宮崎市佐土原西体育館 新使用料金表

- 1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。

施設名	種別			区分	料金(円) <1時間あたり>
アリーナ	アマチュア スポーツに 使用する場合	入場料を徴収 しない場合	アリーナ(全面)	一般	1, 350
				高校生	680
				中学生以下	450
			アリーナ(半面)	一般	680
				高校生	340
				中学生以下	230
		入場料を徴収する場合		一般	2, 700
				高校生	1, 350
				中学生以下	900
	アマチュア	入場料を徴収しない場合			6, 750
	スポーツ以外に 使用する場合	入場料を徴収する場合		13, 500	
				一般	360
卓球室				高校生	180
				中学生以下	120

宮崎市佐土原西運動広場 新使用料金表

- 1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。

※令和6年4月1日~令和8年3月31日までの料金

施設名	種別		区分	料金(円) <1時間あたり>
	入場料を徴収 しない場合	(全面)	一般	630
			高校生	320
			中学生以下	210
4 - 4 - 4 \ 1°		(半面)	一般	320
多目的グラウンド			高校生	160
			中学生以下	110
			一般	1, 260
	入場料を徴収する	場料を徴収する場合		630
			中学生以下	420
	照明設備	(全面)		1, 260
	照明		630	
			一般	210
テニスコート(1面)				110
			中学生以下	70

宮崎市佐土原西運動広場 新使用料金表

- 1 「中学生以下の者」とは中学校若しくは小学校に在籍する者又は小学校に就学するまでの者が使用する場合、「高校生」とは高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは中学生以下の者及び高校生以外の者が使用する場合をいう。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は、1時間とする。

※新料金(2回目の改定後の料金)については、令和8年4月1日以降の使用分について適用されます。

施設名	種別		区分	料金(円) <1時間あたり>
		(全面)	一般	1, 260
			高校生	630
	入場料を徴収		中学生以下	420
4 - 4 - 4 · · ·	しない場合	(半面)	一般	630
多目的グラウンド			高校生	320
			中学生以下	210
	入場料を徴収する場合		一般	2, 520
			高校生	1, 260
			中学生以下	840
	照明設備	(全面)		1, 260
	照明故渊	(半面)	630	
		一般	420	
テニスコート (1面)			高校生	210
			中学生以下	140